

公 告

下記のとおり制限付一般競争入札を行いますので、香美市契約規則(平成18年香美市規則第53号)第5条の規定により公告します。

令和7年10月3日

香美市長 依光 晃一郎

記

第1 入札に付する事項

- | | |
|-----------|---|
| 1 業 務 名 | 令和7年度 高機能消防指令システム整備委託業務(令和8年度完結) |
| 2 業 務 場 所 | 香美市消防本部ほか |
| 3 業 務 概 要 | 高機能消防指令システムとは、119番通報の受電から出動指令、通信、記録等を行うためのシステムであり現在、運用中のシステム(2015年2月導入)の整備(更新)事業。 |
| 4 履 行 期 間 | 本契約成立後契約担当者の指定する日から令和8年10月31日まで(地方自治法第214条に基づく債務負担行為) |
| 5 予 定 価 格 | 事後公表 |
| 6 仮契約予定日 | 令和7年11月11日(火) |

第2 入札参加資格

この業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- 1 本市の物品等業務入札参加資格者名簿に登録を有する者であること。
- 2 過去10年以内において、四国地方で高機能消防指令システム「離島型」以上の整備業務(中間更新業務を含む)を受託し、完了した実績を複数有すること。
- 3 運用・保守業務のための技術員が常駐する拠点を四国地方に設けていること。
- 4 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 5 この公告の日から当該業務の入札の日までの間に、本市から指名停止措置(指名回避を含む。)を受けていない者であること。

第3 契約条項を示す場所 香美市役所 3 階 管財課

第4 入札参加資格確認申請書

当該業務の入札に参加しようとする者は、次の受付期間内に制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出しなければならない。申請書を提出していない場合は、入札に参加することができない。

なお、申請書の提出にあたっては、郵送又は持参により行うものとする。

提出後、管財課受付印押印済の申請書の写しを受け取ること。(郵送による提出の場合は、後日管財課より写しを送付する。)

- 1 受付期間 この公告の日から 令和7年10月31日(金) まで
(土、日、国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。期間については以下同じ。)
午前9時～午後5時(正午～午後1時までを除く。)

- 2 提出場所 香美市役所3階管財課

- 3 その他 申請書の取り下げは 令和7年11月5日(水) 午後5時までに
入札参加資格確認申請取り下げ書(様式第4号)を提出すること。

第5 入札参加資格の喪失

申請書受付後、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該業務の入札に参加することができない。

- 1 第2の入札参加資格を満たさなくなったとき。
- 2 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第6 設計図書について

1 設計図書の閲覧

なお、設計図書のZipファイルに閲覧するためのパスワードの設定を行っているので、解除パスワードについては、管財課契約班(keiyaku@city.kami.lg.jp)へ、電子メールを送信し、依頼すること。

また、電子メール送信後は、送信・受信確認のため管財課契約班(0887-53-3113)に連絡すること。

解除パスワードは、管財課契約班において電子メール受信確認後、電子メールにて通知する。

(解除パスワードの通知については、第2の1に該当する者のみ行うこととする。)

2 設計図書に対する質疑

設計図書の内容について質問がある場合は、質疑書(様式は、香美市ホームページの管財課契約班に掲載有)により、電子メールにより提出すること。

なお、提出する際は管財課契約班に電話にて受信確認を行うこと。

受付日時 閲覧日 から 令和7年10月31日(金) 午後 4 時 まで

受付場所 香美市役所管財課
(電子メール keiyaku@city.kami.lg.jp)
(電話 0887-53-3113)

3 設計図書に対する回答

質疑に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

閲覧日時 令和7年11月5日(水) (ただし、回答でき次第、閲覧できます。)

閲覧場所 香美市役所 管財課閲覧所・香美市ホームページの管財課契約班に掲載いたします。

第7 入札及び開札の日時及び場所

1 入札日時 令和7年11月6日(木) 午後 1時30分

2 入札場所 香美市役所本庁舎3階会議室

ただし、日程等は変更することがある。この場合は、直ちに入札参加者全員に通知する。

第8 入札保証金

免除する。

第9 入札方法等

1 郵送による入札は、認めない。

2 当該業務の入札に際しては、管財課受付印押印済の申請書の写しを提示すること。

同書の提示がない場合は、当該業務の入札に参加することができないことがある。

3 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。

4 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者で

あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第10 入札の無効

この公告に示した資格要件を満たさない者が行った入札、香美市契約規則第20条の規定に該当する入札又は香美市競争入札心得(以下「入札心得」という。)
第9条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

第11 落札予定者の決定方法

- 1 予定価格の範囲内で、最低価格入札者を落札予定者と決定する。
- 2 落札予定となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札予定者を決定する。

第12 資格審査

落札予定者は、資格審査に必要な書類を次のとおり提出しなければならない。
提出がない場合、また、審査の結果、当該落札予定者に資格がないと認めた場合は、次順位の者が提出しなければならない。この場合において、提出書類、期日及び場所については、次順位の者に対し管財課が別途連絡するものとする。

提出書類	同種業務の履行実績(様式第2号) ただし、1枚につき1件とし、2枚提出すること。
提出期限	仮契約締結期限まで
提出場所	香美市役所 3階 管財課

第13 落札者の決定

資格審査の結果、資格があると認めたときは、その者を落札者として決定するものとする。

第14 契約保証金

香美市契約規則第38条により契約保証金を免除とする。

第15 仮契約予定日

落札決定日から起算して14日以内又は別途指定する日に仮契約を締結するものとする。

第16 その他

- 1 当該業務にかかる業務請負契約は、市議会の議決を要するものであるので、落札者は仮契約を締結し、市議会の議決を経て本契約するものとし、その旨別途通知する。
- 2 第4の入札参加資格確認申請を行った者が無い等、入札参加者が無くなった場合には、入札を行わない。ただし、入札参加資格確認申請を行った者が1者でもあり、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは、入札を行う。
- 3 当該業務の申請書を受理されなかった者は、当該入札に参加できない。
- 4 入札執行回数は、3回とする。
- 5 入札参加者は、あらかじめ入札心得を承知すること。
- 6 提出書類に虚偽の記載がある場合は、契約を解除するとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- 7 この契約において、談合等の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、賠償額の予定に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。